

千葉競輪場広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市広告掲載要綱（平成18年3月3日施行、以下「要綱」という。）及び千葉市広告掲載基準（平成18年3月3日制定、以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、千葉競輪場における広告掲出のための施設の使用等(以下「広告掲出」という)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体の種類は、広告看板とする。

(使用許可及び広告掲出期間)

第3条 前条に規定する施設の使用許可に係る手続等は、千葉市庁舎管理規則(昭和40年8月19日規則第25号)の規定による。

- 2 施設の使用許可の有効期間は、一年以内とする。期間を更新しようとする者は、新たに許可を受けなければならない。
- 3 その他広告についての広告掲出期間は、一年以内とする。ただし、必要な場合は、契約を更新することができる。

(掲載料金)

第4条 掲載料金は、千葉市公有財産規則（昭和40年4月1日規則第11号）第24条第1項第2号により、経済農政局長が別に定める競輪場内の主たる建物について算出した額の平均額とし、掲載料金は広告掲出までに納付するものとする。

(広告掲出希望者の募集)

第5条 広告掲出を希望する者(以下「広告掲出希望者」)の募集は、千葉競輪場ホームページ等を通じて公募により行うものとする。

(広告掲載の許可)

第6条 広告を掲出する物件を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。広告を掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他仕様に係る広告内容は、要綱第5条及び掲載基準の規定に準ずるものとする。

- 2 前項の規定により許可を受けようとする場合、広告掲出希望者は広告掲載申請書（様式第1号）を提出しなければならない。
- 3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲出をすることができる旨決定を受けた者(以下「広告主」)に対しては広告掲載決定通知書（様式第2号）を、又広告掲出しないと決定したものについては広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(広告物の作成、設置及び撤去)

第7条 広告物は、広告主の責任及び負担で作成、設置し、撤去においても同様とする。

(掲出許可の取消し等)

第8条 市長は、掲載許可をした広告物の広告主が掲載基準第4条第5号から第9号までのいずれかに該当することとなったときは、掲載許可を取り消すことができる。

2 市長は、法令、要綱、掲載基準の改正等により広告物の内容等が要綱、掲載基準に抵触し、又はそのおそれがあると認められるとき、その他競輪場施設の管理上必要があると認められるときは広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(使用許可の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合、市長は使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可を受けた広告取扱者が掲載基準第4条第5号から第9号までのいずれかに該当することとなったとき。

(2) 広告媒体の設置料及び広告料が期日までに納付されないとき。

(3) 市長が業務上の支障があると認めたとき。

(広告物の撤去)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、市長は広告物を撤去することができる。

(1) 第8条の規程による掲載許可の取消し等に広告主が従わない場合。

(2) 第9条の規程による使用許可の取消しに広告主が従わない場合。

(広告掲載の取り下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

但し、広告主は、別表の広告看板については、掲載場所を広告掲載前の状態に復帰させなければならない。又、費用についても広告主の負担とする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げるときは、納付済みの広告媒体の設置料及びその他広告料は返還しない。

(広告媒体の設置料及びその他広告料の返還)

第12条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告媒体の設置料及びその他広告料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告媒体の設置料及びその他広告料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容

等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

- 3 広告主は、広告の掲載により本市又は第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(裁判管轄)

第14条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、経済農政局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。